廿日市市骨髄ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5号の規定により公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。)が実施する骨髄又は末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」という。)の提供を行った者に対し、助成金を交付することについて、廿日市市補助金等交付規則(平成5年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、骨髄ドナーとは、骨髄バンクを介して 骨髄等の提供を完了した者をいう。

(目的)

第3条 この助成金は、骨髄ドナーに対し、助成金を交付することにより、休業等による経済的負担の軽減を図り、もって骨髄等提供の推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 第4条 助成金の交付の対象となる者は、骨髄ドナーのうち、次に 掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (1) 骨髄等の提供に係る通院又は入院(骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。以下同じ。)をした日に有給の休暇を取得していない者、又はその一部に有給の休暇を取得した者
 - (2) 他の地方公共団体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者
 - (3) 骨髄等の提供を完了した日(以下「骨髄等提供日」という。) に市内に住所を有している者

(助成金の額)

- 第5条 第3条に定める助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数(有給の休暇を取得した日数を除く。)に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。
 - (1) 健康診断のための通院
 - (2) 自己血貯血又はG-CSF注射のための通院及び入院
 - (3) 骨髄等の採取のための入院
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院(骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。)

(交付の申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。) は、骨髄等提供日から1年以内に、廿日市市骨髄ドナー助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類
 - (2) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院又は入院を した日を証する書類
 - (3) 交付対象日の休暇状況が分かる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほかに、市長が必要と認める書類 (交付の決定等)
- 第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに 内容の審査を行い、申請者に対し、廿日市市骨髄ドナー助成金交 付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により審査結果を通 知し、交付を決定したときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正な行為により助成金の交

付を受けたと認めたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消 し、当該取り消した部分に係る助成金を返還させることができる。 (実績報告、確定通知の省略)

第9条 規則第12条及び第13条に規定する実績報告の提出及び 補助金等の額の確定通知は省略できるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(別記)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

廿日市市長 様

申請者 住 所

氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、 記名押印してください。

生年月日 電話番号

廿日市市骨髄ドナー助成金交付申請書

廿日市市骨髄ドナー助成金交付要綱第6条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請内容

申請額及び申請日数	金		円 (計	日分)	
骨髄等の提供日		年	月	日	
提供日時点の住所	〒				
勤務先	Ŧ				
住 所 勤 務 先 名					

振替先金融機関	銀 行	銀行 金庫 組合 農協 信漁連			店所	1 普 通 2 当 座 4 貯 蓄 9 その他 口座番号						
		金融機関コード	! ! ! ! ! !	 	店舗コード	 	 			 		
	ゆうち よ銀行		記	号	<u>※ 左詰</u> -	め			番	号	<u>※ 右</u>	詰め
フリガナ												
口座名義												

※提供者本人以外の口座には振込できません。

- 2 確認事項(内容をご確認のうえ、チェック図を入れてください。)
- □私は、助成金交付の対象となる日に有給の休暇を取得していません。
- □私は、他の市町村等が実施する同種同類の助成金等の交付を受けていません。
- □私は、審査に必要な情報(住民基本台帳等)の提供、確認及び調査に同意します。
- □私は、審査のため廿日市市が勤務先等に問い合わせることに同意します。

3 添付書類

- ・骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類
- ・骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日を証する書類
- ・交付対象日の休暇状況が分かる書類(出勤簿、勤務シフト表の写しなど)

第号年月日

様

廿日市市長 旬

廿日市市骨髄ドナー助成金交付(不交付)決定通知書

(元号) 年 月 日付けで申請のありました廿日市市骨髄ドナー助成金交付申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定内容 交付 不交付
- 2 交付金額 円
- 3 不交付の理由